



愛媛県報

発行 愛媛県

平成27年1月13日火曜日 第2637号

◇ 目 次 ◇

医療機関の指定.....	(保健福祉課)	18
施術機関の指定.....	(")	18
指定医療機関の変更.....	(")	18
指定医療機関の休止の届出.....	(")	18
指定医療機関の廃止の届出.....	(")	19
介護機関(居宅介護事業者)の指定.....	(")	19
介護機関(介護予防事業者)の指定.....	(")	19
指定医療機関(指定訪問看護事業者等)の変更.....	(")	19
指定介護機関(居宅介護事業者)の変更(2件).....	(")	20
指定介護機関(居宅介護支援事業者)の変更.....	(")	20
指定介護機関(介護予防事業者)の変更(2件).....	(")	20
指定介護機関(居宅介護事業者)の廃止の届出.....	(")	21
指定介護機関(介護予防事業者)の廃止の届出.....	(")	21
大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	(経営支援課)	21
肥料登録有効期間の更新.....	(農産園芸課)	22
保安林の指定施業要件の変更.....	(森林整備課)	22
保安林の指定施業要件を変更する件に係る掲示.....	(")	22
同意の成立(漁獲共済).....	(漁政課)	23
土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧.....	(中予地方局農村整備第一課)	23
道路の区域変更(県道広見吉田線).....	(南予地方局管理課)	23
道路の供用開始(県道宇和三間線外).....	(")	24
道路の区域変更(県道節安下鍵山線).....	(")	24
道路の供用開始(").....	(")	24

告 示

○愛媛県告示第25号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成27年1月13日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指 定 年 月 日
あさがお薬局	東温市志津川甲85番地 6	平成26年 12月 1日

○愛媛県告示第26号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により、施術機関を次のように指定した。

平成27年1月13日

愛媛県知事 中村時広

施 術 機 関	施 術 所		指 定 年 月 日
	氏 名	所 在 地	
越智大三	やまのはな鍼灸治療院	今治市伯方町伊方小熊口甲969-2	平成26年 10月 6日

濱崎尊之	訪問マッサージ あい菜	伊予郡松前町筒井518 エルフォートA-101	平成26年 11月25日
------	----------------	----------------------------	-----------------

○愛媛県告示第27号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関の名称及び所在地が、次のように変更された。

平成27年1月13日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	変 更 年 月 日
(変更後) レデイ薬局今治東店	(変更後) 今治市東村五丁目9番33号	平成26年 12月 1日
(変更前) メディコ21今治東調剤薬局	(変更前) 今治市東村五丁目376-10	

○愛媛県告示第28号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関を次のように休止した旨の届出があった。

平成27年1月13日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	休 止 年 月 日
寺井歯科医院	宇和島市新田町 1 - 2 - 38	平成26年 11月 5日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃 止 年 月 日
小川整形外科	大洲市大洲843 - 3 甲	平成26年 11月12日
しらかた皮フ科ク リニック	西条市明屋敷562	平成26年 11月30日
松本クリニック	南宇和郡愛南町一本松3375 - 3	平成26年 11月30日

○愛媛県告示第29号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成27年 1月13日

○愛媛県告示第30号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成27年 1月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

介 護 機 関（ 居 宅 介 護 事 業 者 ） の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	居 宅 介 護 事 業 を 行 う 事 業 所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
医療法人明生会	四国中央市金生町下分1249番地の1	ショートステイそよ風の家	四国中央市金生町下分1330番地	平成26年11月 1日
株式会社フロンティア	大阪府大阪市淀川区宮原三丁目5番36号	フロンティア薬局新田町店	新居浜市新田町二丁目2 - 17	平成26年11月 7日

○愛媛県告示第31号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成27年 1月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

介 護 機 関（ 介 護 予 防 事 業 者 ） の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	介 護 予 防 事 業 を 行 う 事 業 所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
医療法人明生会	四国中央市金生町下分1249番地の1	ショートステイそよ風の家	四国中央市金生町下分1330番地	平成26年11月 1日
株式会社フロンティア	大阪府大阪市淀川区宮原三丁目5番36号	フロンティア薬局新田町店	新居浜市新田町二丁目2 - 17	平成26年11月 7日

○愛媛県告示第32号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関（指定訪問看護事業者等）の指定訪問看護事業等を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成27年 1月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

医 療 機 関（ 指 定 訪 問 看 護 事 業 者 等 ） の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	指 定 訪 問 看 護 事 業 等 を 行 う 事 業 所		変 更 年 月 日
		名 称	所 在 地	
有限会社リハビリステーションみかん	松山市東長戸三丁目4 - 27	訪問看護ステーションれもん	（変更後） 伊予郡松前町大字筒井960 - 4 グランフィールド松前町 舎前105号室 （変更前） 伊予郡松前町大字筒井362 - 16	平成26年11月29日

○愛媛県告示第33号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の主たる事務所の所在地が次のように変更された。

平成27年 1月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人白寿会	（変更後） 松山市東石井一丁目11番30号	介護老人保健施設西安	八幡浜市大平1番耕地870番地2	平成26年6月1日
	（変更前） 松山市天山二丁目3番26号			

○愛媛県告示第34号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成27年 1月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社ユーミーケア	松山市宮西一丁目2番1号	ユーミーケア八幡浜	（変更後） 八幡浜市435番地35 カネカビル1階	平成26年4月21日
			（変更前） 八幡浜市江戸岡1252-12 山泰ビル2階	
有限会社リハビリステーションみかん	松山市東長戸三丁目4番27号	訪問看護ステーションれもん	（変更後） 伊予郡松前町大字筒井960-4 グランフィールド松前町舎前105号室	平成26年11月29日
			（変更前） 伊予郡松前町大字筒井362-16	

○愛媛県告示第35号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の主たる事務所の所在地が次のように変更された。

平成27年 1月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人白寿会	（変更後） 松山市東石井一丁目11番30号	居宅介護支援事業所西安	八幡浜市大平1番耕地870番地2	平成26年6月1日
	（変更前） 松山市天山二丁目3番26号			

○愛媛県告示第36号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の主たる事務所の所在地が次のように変更された。

平成27年 1月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人白寿会	（変更後） 松山市東石井一丁目11番30号	介護老人保健施設西安	八幡浜市大平1番耕地870番地2	平成26年6月1日
	（変更前） 松山市天山二丁目3番26号			

○愛媛県告示第37号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の介護予防事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成27年 1月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社ユーミーケア	松山市宮西一丁目2番1号	ユーミーケア八幡浜	（変更後） 八幡浜市435番地35 カネカビル1階	平成26年4月21日
			（変更前） 八幡浜市江戸岡1252-12 山泰ビル2階	
有限会社リハビリステーションみかん	松山市東長戸三丁目4番27号	訪問看護ステーションれもん	（変更後） 伊予郡松前町大字筒井960-4 グランフィールド松前町舎前105号室	平成26年11月29日
			（変更前） 伊予郡松前町大字筒井362-16	

○愛媛県告示第38号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成27年 1月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人白寿会	松山市東石井一丁目11番30号	ヘルパーステーション西安	八幡浜市大平一番耕地870番地5	平成26年11月30日
松本毅	南宇和郡愛南町一本松3375-3	松本クリニック	南宇和郡愛南町一本松3375-3	平成26年11月30日

○愛媛県告示第39号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）から、介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成27年 1月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人白寿会	松山市東石井一丁目11番30号	ヘルパーステーション西安	八幡浜市大平一番耕地870番地5	平成26年11月30日
松本毅	南宇和郡愛南町一本松3375-3	松本クリニック	南宇和郡愛南町一本松3375-3	平成26年11月30日

○愛媛県告示第40号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに東温市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成27年 1月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
フジグラン重信・ダイキEX重信	東温市野田三丁目1番13号 外	駐車場の位置	13箇所	12箇所	平成27年 2月6日	平成26年 12月26日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	駐車場6～9、11～13 午前8時から午後10時まで	駐車場6～9、11～12 午前8時から午後10時まで		
		駐車場の自動車の出入口の数及び位置	25箇所	24箇所		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに東温市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第41号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成27年 1月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成33年1月29日	愛媛県第1261号	魚かす粉末	6.0 魚荒かす粉末	窒素全量 6.0 りん酸全量 6.0	該当無し	えひめ南農業協同組合 愛媛県宇和島市栄町港3丁目303番地

○愛媛県告示第42号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成27年 1月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宇和島市津島町上畑地第1号162から第1号164まで、津島町増穂丁540、丁598の42、丁598の183から丁598の185まで、丁598の194、丁649の1、丁652の1、津島町高田丁962の1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

変更しない。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宇和島市津島町高田丁624、丁626の1、丁627の2、津島町

北灘丑ノ谷8号74

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

変更しない。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第43号

保安林の指定施業要件を変更する件（平成26年9月農林水産省告示第1194号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を大洲市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成27年 1月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
大洲市河辺町北平4621、4634	喜多郡河辺村大字北平乙2827番地 栗 田 増 雄	森林所有者
大洲市河辺町北平4636、4637	喜多郡河辺村大字北平乙2827番地 栗 田 正 春	"
大洲市河辺町北平4649、4677	上浮穴郡浮穴村大字北平乙2825番地 福 宮 壽 躬	"
大洲市河辺町北平4667	上浮穴郡浮穴村大字小屋103番地 菊 地 ヨシノ	"

大洲市八多喜町乙316	大洲市東宇山甲953番地 楠 崎 ミユキ	〃
大洲市戒川乙1841	大洲市長浜甲1024番地47 一 宮 眞喜男	〃
大洲市長浜町須沢丙744 の2、丙933の2	大洲市長浜町大字榑生丙2183 番地 長 芳 久五郎	〃
大洲市長浜町須沢丙748	喜多郡長浜町大字須沢丙293 番地 村 上 盛 夫	〃
大洲市長浜町須沢丙934 の2	喜多郡榑生村丙2115番地 笹 本 元三郎	〃
大洲市河辺町山鳥坂614、 615	喜多郡河辺村大字横山300番 地 小 西 寿 司	〃
大洲市豊茂乙1342の1	福岡県鞍手郡大字室木712番 地14 宇都宮 サキエ	〃
大洲市肱川町大谷2153	喜多郡大谷村1513番地 三 瀬 俊 藏	〃
大洲市肱川町大谷2159の 1	喜多郡肱川町大字大谷1513番 地 三 瀬 俊 藏	〃
大洲市肱川町大谷2159の 2	喜多郡肱川町大字大谷1513番 地 三 瀬 俊 藏	〃
大洲市肱川町大谷2163	喜多郡大谷村1716番地 宇都宮 富美子	〃
大洲市肱川町大谷2164	喜多郡肱川町大字大谷1716番 地 宇都宮 富美子	〃
大洲市長浜町須沢丙755	喜多郡榑生村丙316番地 松 上 猶 助	〃
大洲市長浜町須沢丙776	喜多郡長浜町大字須沢丙548 番地 加 納 浩 之	〃
大洲市長浜町須沢丙777	川崎市宮前区有馬一丁目24番 3 - 410号 加 納 浩 之	〃
大洲市長浜町須沢丙794	喜多郡榑生村丙304番戸 長 方 久五郎	〃
大洲市長浜町須沢丙795	喜多郡榑生村丙739番地 清 水 駒治郎	〃
大洲市長浜町須沢丙796	喜多郡榑生村316番戸口 村 上 古三郎	〃
大洲市肱川町大谷2067の 1、2067の5から2067の 9まで、2067の12、2068、 2069、2071、2072	喜多郡肱川町大字大谷1755番 地 渡 辺 愛 子	〃
大洲市長浜町須沢丙778	大阪府堺市東浅香山町式丁236 番地 西 岡 章 彦	〃
大洲市河辺町三嶋588か ら591まで、592の1、593、 596、603から606まで、 642から644まで、649か ら651まで、656	大阪府門真市大字三ツ島1787 番地1 山 下 清 秀	〃
大洲市河辺町三嶋600、 601	喜多郡河辺村大字北平甲3255 番地 岡 田 良 一	〃
大洲市河辺町三嶋631	喜多郡河辺村大字北平甲218 番地 花 岡 国太郎	〃
大洲市河辺町三嶋632	喜多郡河辺村大字北平甲218 番地 花 岡 国太郎	〃
大洲市河辺町三嶋648	松山市大字菅沢甲468番地 七五三 琢	〃

大洲市河辺町三嶋652か ら654まで	大阪府摂津市別府三丁目1番 B - 503号 武 田 敦	〃
大洲市河辺町北平70	今治市立花町二丁目1番20号 大 野 一 登	〃

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び大洲
市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第44号

次の区域及び区分の特定第2号漁業者の同意は漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成27年 1月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

区 域	区 分
深浦区域（愛南漁業協同組合の地区のうち、旧深浦漁業協同組合の地区）	総トン数10トン以上20トン未満の漁船により、釣りによってかつおをとることを目的とする漁業

○愛媛県告示第45号

東温市樋口土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成27年 1月13日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 東温市樋口土地改良区土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
 - (2) 東温市樋口土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間
平成27年 1月14日から 2月10日まで
- 3 縦覧場所
東温市役所本庁

○愛媛県告示第46号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 1月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	広見吉田線	宇和島市三間町務田200番 3	旧	メートル 12.6～36.0	キロメートル 0.045	
			新	13.4～44.0	0.035	

○愛媛県告示第47号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 1月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和三間線	宇和島市三間町務田211番 5 から 同町務田198番 2 まで	平成27年 1月13日
県 道	広見吉田線	宇和島市三間町務田200番 3	平成27年 1月13日

○愛媛県告示第48号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 1月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	節安下鍵山線	北宇和郡鬼北町大字父野川中 3 番 3	旧	メートル 4.0～7.4	キロメートル 0.048	
			新	8.7～10.9	0.048	

○愛媛県告示第49号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 1月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	節安下鍵山線	北宇和郡鬼北町大字父野川中 3 番 3	平成27年 1月13日